

2 生徒心得

制服・装飾品・化粧についての規定

冬服

男子 ブレザー（学校指定）、Yシャツ（白色）、ネクタイ（学校指定）、ズボン（学校指定）

女子 ブレザー（学校指定）、Yシャツ（白色）、ネクタイ（学校指定）またはリボン（学校指定）、スカート（学校指定）またはズボン（学校指定）

- ・男女ともブレザーの下にベスト、カーディガン、セーターを着用することができる。ただし色は黒、白、紺、グレー、キャメルに限る。
 - ・ブレザーを着用しないで登校することは禁止する。
 - ・制服着用時、パーカー、トレーナー、ジャージ、スウェット等を着用することは禁止する。
 - ・スカートの下にジャージ、スウェットをはくことは禁止する。
- 男子はネクタイ、女子はネクタイまたはリボンを着用すること。

夏服

男子 Yシャツ（白色）またはポロシャツ（白色）、ズボン（学校指定）

女子 Yシャツ（白色）またはポロシャツ（白色）、スカート（学校指定）またはズボン（学校指定）

- ・男女ともシャツの上にベスト（黒、白、紺、グレー、キャメル）、を着用することができる。寒い場合は冬服で登校することとする。
- ※1 制服の加工を禁止する。
※2 女子はネクタイの着用も可。
※3 女子もスラックスの着用も可。

頭 髪

染髪・脱色（パーマを含む）は禁止する。

（染髪と疑われる地毛の生徒は、入学時に地毛証明書を保護者より提出する）

- ・つけ毛は禁止する。
- ・その他、学校生活にそぐわない髪形は禁止する。

装飾品・化粧

学校生活にそぐわない装飾品・化粧（色付きリップを含む）は、禁止する。

制服指定店



校章販売店





生活行動

- (1) いじめ、暴力行為等は厳禁する。
- (2) 法律で禁じられている行為（喫煙、飲酒、薬物の乱用、等）は厳禁する。これらの行為に同席することも厳禁する。
- (3) 喫煙具所持は厳禁する。
- (4) 原付を含むオートバイ及び自動車通学を厳禁する。
- (5) 許可なくして火気の使用は厳禁する。
- (6) アルバイトは原則として禁止する。やむを得ず行う場合は、保護者が学校へ届け出ること。
- (7) 風紀上問題のある場所などには立入らぬこと。
- (8) 登校後の外出は禁止する。やむを得ず外出しなければならない場合はホーム・ルーム担任の許可を受けること。
- (9) 外来者との面会は必ず学校（ホーム・ルーム担任等）を通じて行う事。やむを得ない急用を除いて授業中は禁止する。
- (10) 公共物は大切に扱うこと。（故意に器物等を破損した時は弁償となる）
- (11) 校内での賭博系遊具の使用を禁止する。

履 修

- (1) 各授業科目の欠課時数については、遅刻、又は授業の途中で早退した場合は1回につき欠課時数を1/2時間とみなす。
- (2) 本校の教育課程表の上で「必修科目」とされている共通履修科目及び選択必修科目（以下「必修科目」）については、1年間における欠課時数が単位数×35週（以下「授業時数」）の1/4を超える場合、原則としてその科目の履修を認めない。ただし、病気等本人の責任によらない相当の理由が卒業・進級判定会議で認められる場合は、「授業時数」の1/3未満の欠課時数を許容することができる。
- (3) 「必修科目」以外の3年自由選択科目については、所定の手続きによって所定の期日までに受講生として登録した科目はすべて履修科目とみなす。
- (4) 1科目を2学年以上にまたがって履修する場合は、学年ごとにその科目の履修を認定する。
- (5) 3年時における自由選択科目の変更・取り下げは原則として認めない。

単位修得の条件

- (1) 履修が認められた科目のうち、学習の成果が認められ学年末評定が「2」以上の評価を得た科目は、単位の修得を認定する。
- (2) 3年時の自由選択科目については、1年間の欠課時数が「授業時数」の1/4を超える場合、原則としてその科目の修得を認めない。ただし、病気等本人の責任によらな

い相当の理由が成績認定会議で認められる場合は、「授業時数」の1/3未満の欠課時数を許容することができる。

- (3) 1科目を2学年以上にまたがって履修する場合は、学年ごとにその科目の修得を認定する。

進級・卒業の認定

学年末において次の条件すべてを満たしたとき、進級・卒業を認定する。認定されなかった場合は原級留置とする。

- (1) 1年間の欠席日数が出席しなければならない日数の1/3を超えないこと。
(2) 各学年におけるホーム・ルームの欠課時数が11以下であること。
(3) 各学年における「総合的な学習の時間」・「総合的な探求の時間」の欠課時数は、1単位の科目と同等に扱う。
(4) 本校の教育課程表における「必修科目」は、すべて必修履修科目とする。つまり、これらの科目すべてについて履修が認められなければ、進級・卒業することはできない。
(5) 「総合的な学習の時間」・「総合的な探求の時間」を除く、進級・卒業に必要な教科・科目の修得単位数は次のとおりとする。

1年：23単位以上

2年：1・2年を通じて51単位（現3年生は52単位）

3年：1・2・3年を通じて77単位（現1・2年生は75単位）以上

- (6) 各学年における、教科科目以外の教育活動が、その目標から見て満足できると認められること。

定期考査受験上の注意

- (1) 定期考査について

ア 定期考査として第1・2学期は中間考査・期末考査を、第3学期は学年末考査を行う。

イ 考査1週間前から考査終了までの間は、原則として部活動・生徒会活動を禁止する。やむを得ず活動する場合は事前に了承を得る。

ウ 考査1週間前から成績会議の終了（中間考査の場合は点票提出日）までは、職員室・各教科準備室・印刷室への生徒の立ち入りを禁止する。ただし、学級日誌の出し入れは除く。

- (2) 考査を受ける際、生徒の守るべき主な事項は次のとおりとする。

ア 考査は厳正な態度で受ける。考査受験中の私語・不正な身振りなど、及び周囲に迷惑をかける行為は、不正行為とみなす。

イ 出席番号順、6列に着席する。選択科目別に考査を受ける場合は、クラス別、出席番号順に着席する。

ウ 下敷きは使用しない。机上には鉛筆、消しゴム、定規、時計以外は置かない。

エ 筆記用具の貸し借りは認めない。

- オ 筆箱等はカバンの中にしまう。カバンは閉じて教室の前か後ろに邪魔にならぬように置くこと。
- カ 携帯電話は、考査会場に持ち込まない。
- キ 机の中は空にする。
- ク 考査終了の合図とともに、筆記用具を置く。
- ケ 出欠の扱いは通常授業と同じく、20 分以上の遅刻は欠席扱いとなるが、考査は残余の時間で受験する。
- コ 考査中、体調不良・用便などのやむを得ない理由で途中退室した場合は、その時間の考査を続けて受験できない。該当生徒は、担当教科の先生に報告し、指示を仰ぐ。
- サ 考査を受け得ない生徒、また受けなかった生徒は、その理由を考査の前又は直後に所定の用紙で届け出るものとする。
- シ 臨時考査（宿題テスト、実カテスト、小テスト等）の場合も、必要に応じて本規定を準用する。

届 ・ 願

- (1) 欠席・欠課・遅刻・早退をした時（又はする時）は、保護者は生徒手帳に必要事項を記入しホーム・ルーム担任に提出すること。
- (2) 定期考査を病気等のため受けられない時は、その考査の前又は後に、考査欠席届を教科担任を経てホーム・ルーム担任に提出すること。
- (3) 病気のため引き続き1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えてホーム・ルーム担任に届け出ること。
- (4) 感染症が発生した場合

本人又は同居者に感染症が発生した場合、ただちに学校に連絡し指示を受ける。感染症の種類によっては出席停止になる。本人の場合は、全治後に医師による登校許可証明書（用紙は生徒手帳）を学校に提出し、承認を得た上で登校する。

学校感染症（学校保健安全法施行規則第18条）

- (5) 慶 弔

弔事の日数は次の通りである。ただし、遠方で移動に時間がかかる場合はその日数を加算する。

父母（7日）、祖父母・兄弟姉妹（3日）、おじ・おば（1日）、いとこ・おい・めい（1日）

慶事の日数は次の通りである。ただし、遠方で移動に時間がかかる場合はその日数を加算する。

父母・祖父母・兄弟姉妹（1日）

2日以上の日数の場合は連続して数えるものとする。

慶弔の場合は、事前又は事後にホーム・ルーム担任まで忌引届を提出すること。

(6) 紛失

学校より交付された生徒証明書・授業料納入通知書を紛失したときは、速やかに紛失届をホーム・ルーム担任に届け出ること。

(7) 変更

住所を変更したときは、ホーム・ルーム担任を通じて住所変更届を提出すること。

(8) 校内において集会を開くときは予めホーム・ルーム担任又は関係教師にその趣旨、計画等を書類を以て願い出て学校長の許可を得なければならない。ただし毎週定期に開く集会はその必要はない。

(9) 校内において文書、ポスター等の掲示又は配布をする場合は前記8に準ずる。

(10) 校外活動に関する事は前記(8)に準ずる。

(11) 生徒だけで旅行する場合は、保護者の許可を得て、その概要（行先・期間・同行者・目的・宿泊地等）をホーム・ルーム担任に届け出ること。

(12) 休日の登校及び学校施設使用許可

休日に登校し学校施設を使用したい場合は所定の用紙に記入し、1週間前までに使用許可を受けること。

(13) 部活動

休日・祝祭日及び早朝の活動は、所定の届を提出し、顧問の付き添いのもと実施する。ただし休業中の活動は別に定める計画によって行う。

(14) 自転車通学を希望する生徒は、所定の手続きをふみ、ホーム・ルーム担任を通して生徒部に願い出てその許可を得ること。

(15) 公欠の場合は、ホーム・ルーム担任から所定の用紙を受け取り、教科担任の捺印を得てからホーム・ルーム担任に提出すること。

転学・退学・休学

休学、復学、転学、退学等をするときは、予めホーム・ルーム担任に連絡し、保護者より詳細な事由を所定の願書に記入し、校長に願い出て許可をうけなければならない。

健康と安全

学校の管理下（届出通学路での登下校時を含む）で負傷・疾病に係る医療費、負傷により障害が残った場合や死亡した場合の見舞金が支給される。（日本スポーツ振興センター）

本校では保護者の同意のもとに全員加入するものとする。（保護者負担金は生徒積立金会計より一括支出）

災害が発生した時にはただちに養護教諭又は担任に申し出る。部活動においては顧問に申し出て災害報告書を作成し支給までの手続きの指示をうける。

災害の範囲

(1) 事故が学校の管理下において発生したもの。

(2) 中毒、その他生徒の疾病でその原因が学校管理下においてなされたもの。

- (3) 1、2の負傷又は疾病が治った場合において存する疾病。
- (4) 死亡の原因が学校管理下において発生したもの。
- (5) 学校が編成した教育課程に基づいて授業を受けているとき。
- (6) 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導。

特別警報・警報発令時における登下校について

本校の特別警報・警報発令時における対応は以下の通りです。

【基準】

東京都世田谷区を対象に、特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪）・警報（大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪）が発令中か否かを基準に判断する。

(1) 登校時の対応

- ア 午前7時までに上記特別警報・警報が解除されていた場合は、通常登校とする。
- イ 午前9時までに上記特別警報・警報が解除されていた場合は、第3時限登校とする。
- ウ 午前11時までに上記特別警報・警報が解除されていた場合は、第5時限登校とする。
- エ 午前11時に上記特別警報・警報が継続している場合は、臨時休校（終日自宅学習）とする。
- オ 自宅及び通学経路に上記特別警報や気象警報が発令されている、または通学に用いる交通機関が運転見合わせである場合には、その生徒について自宅学習を認める等の配慮を行う。
- カ 第3時限登校、第5時限登校とする日が考查日である場合には、生徒の出席状況からみて可能であれば、時程表に基づき、考查時間を繰り下げて考查を行う。
なおその場合、上記オに相当する生徒について、不利にならないよう配慮する。
- キ 臨時休校（終日自宅学習）とする日が考查日である場合には、その日に予定されていた考查を翌日以降に延期する。

(2) 登校後の対応

登校後、上記特別警報・警報が発令された場合、また、多数の生徒が登校できない場合には、その都度判断する。

(3) 気象情報・特別警報・警報・注意報等の情報の入手

「<http://www.jma.go.jp/warn/1311200.html>」

保護者のみなさまへのお願い

生徒の安全確保を第一に考え、交通機関の乱れや、強風による自転車登校時の交通事故、歩行時の飛来物による事故等のおそれがある場合は、無理に登校せず自宅待機とし、そのことを学校に御報告下さるよう御協力をお願いいたします。

奨 学 金

- (1) 東京都育英資金

東京都では、都内に居住する者で、都内の高等学校等に在学し、成績良好・心身健全にして、経済的理由により修学困難な者に対して修学に必要な学資金を貸し付け、有用な人材を育成する制度をもうけている。毎年4月に募集している。

(2) 日本学生支援機構

日本学生支援機構は、学資の支弁が困難と認められる大学等進学希望者に対し、奨学金の貸与をしている（大学等入学後の貸与）。3学年を対象に年2回、予約採用の募集をしている。

3 生活面に関して（特別活動と頭髪・服装指導）

(1) 特別活動の領域と総括的目標

- ア ホームルーム
- イ 生徒会
- ウ 学校行事
- エ 部活動

これらの特別活動は、生徒の個性・特性を伸ばすと共に、望ましい集団活動を通して集団や社会の一員としての自覚を深め、社会性・協調性の育成を図ることを目的に行われるものです。これらの活動の教育的な意義を理解し、主体的・積極的に参加するようにしましょう。

特に部活動は人間関係を豊かにするだけでなく、規則正しい生活態度や生活習慣を身につける上で貴重な時間になります。全員が入部することを心がけ、充実した高校生活を過ごせるようにしましょう。

(2) ホームルーム

ア ホームルームについて

ホームルームは学校生活全般について話し合い、問題を解決していこうとする場です。また、同じ世代として、同じ願いをもって共に学んでいる仲間として、お互いに理解し合い、励まし合いながら、成長していく場がホームルームなのです。

ホームルームは学校における「家庭」に相当します。明るく、楽しい場を共に作る気持ちで参加することが大切です。しかし、楽しさだけでは良いホームルームを作ることはできません。また、家庭ではあっても、自分の家とは異なります。良いホームルームを作るには、ホームルームのルールを守り、一人ひとりがクラスのために協力する姿勢で臨むことも必要となります。

その結果、ホームルームは生徒がお互いに悩みを打ち明け合い、助け合ったり励まし合ったりすることのできる友情と連帯感に支えられた場となるに違いありません。「一人はみんなのために、みんなは一人ひとりのために」、この精神を大切にして、担任の先生を中心に自分たちのホームルームの充実、発展を心がけましょう。

ホームルームには一人ひとりに与えられた役割が存在します。それぞれの役割に対し、自覚と責任を持って取り組むことで、円滑なホームルーム運営をできるように心がけていきましょう。

また、ホームルームは生徒会の組織単位としても位置づけられています。生徒会の活動内容に対してみんなでも話し、積極的に参加協力することで、学校生活の充実を図っていきましょう。

イ ホームルーム委員について

委員会活動は生徒会関係、ホームルーム関係、学年関係の3つに分かれています。

(ア) 生徒会関係（詳細は生徒手帳を参照）

- 評議員（男1、女1）
- 生活委員（男女問わず4名）
- 整美委員（男女問わず2名）
- 保健委員（男1、女1）
- 体育委員（男1、女1）
- 図書・報道委員（男女問わず2～4名）

文化委員（男女問わず2～4名）
 防災活動委員（男女問わず2～4名）

(イ) ホームルーム関係

議長・副議長（男女問わず各1名）
 号令係（ 〃 ）
 進路係（ 〃 ）
 旅行係（ 〃 ）
 アルバム係（ 〃 ） ※2、3学年から
 奉仕係（ 〃 ）
 学習係（ 若 干 名 ）

(ウ) 学年関係

進路委員会：各クラスの進路係をもって構成する（2名）
 旅行委員会：各クラスの旅行係をもって構成する（2名）
 日直（日ごと1名）：日誌への記入等

(3) 生徒会

生徒会活動は、全校生徒が会員となり、組織的に行われる自治的活動のことです。生徒会の役職には会長、副会長、会計、書記の4つがあります。生徒会活動に積極的に参加し、高校生活の充実を目指すと共に、より良い松原高校を作ることを目指して活動に取り組んでいきましょう。

(4) 部活動

部活動の取組は自分の長所を伸ばし、短所を補い、自他共にバランスよく成長することができる大切な場になっています。

また、「自分を見つめ、自分と向き合う力」を養う上でも大切な機会になります。三年間全力で取り組んだ成果は、自分を大きく成長させるだけでなく、これからの長い人生を生きる上での大切な礎になるでしょう。自らの適性や挑戦したいことを考えた上で、積極的に参加していきましょう。

また、当然ではありますが、部活動は勉強と言う土台の上に成り立つものです。部活動だけに全力を注げば良いものではありません。文武両道を目指し、勉強面が疎かにならないように心がけていきましょう。

現在、本校で活動している部活動は以下の通りになります。

本校部活動一覧

<文化部>

合 唱 部	ク ッ キ ン グ 部	吹 奏 楽 部
軽 音 楽 部	美 術 部	演 劇 部
イ ラ ス ト 文 芸 部	科 学 部	

<運動部>

男子バレーボール部	女子バレーボール部	男子バスケットボール部
女子バスケットボール部	バドミントン部	男子サッカー部
女子サッカー部	野 球 部	水 泳 部
剣 道 部	硬 式 テ ニ ス 部	卓 球 部
ダ ン ス 部	陸 上 部	

(5) 頭髪・服装指導について

「髪のはぐれは心の乱れ」、「服装のはぐれは生活の乱れ」という言葉があります。身だしなみを整えることは、高校生活を充実させる上でとても重要なことです。

学校には、学校生活を過ごす上でふさわしい頭髪・服装が存在します。本校にも頭髪・服装に関する規定があり、皆さんはこの規定に則り生活することが求められます。

本校では頭髪・服装に関する指導を重点的に行っております。特に、染髪、ピアス、乱れた服装については厳しく指導していきます。規定を良く読み、高校生としてふさわしい身だしなみを整え、日々の学校生活を過ごしていきましょう。

本校における頭髪・服装の規定は以下の通りになります。

ア 制服規定

<冬服>

男子：ブレザー（指定）、Yシャツ（白色）、ネクタイ（指定）、ズボン（指定）

女子：ブレザー（指定）、Yシャツ（白色）、ネクタイ（指定）、リボン（指定）

スカート（指定）、ズボン（指定）

- * ブレザーの下にベスト、カーディガン、セーター（黒・白・紺・グレー・キャメル）の着用は認める。
- * ベスト、カーディガン、セーターでの登校は禁止。（必ずブレザーを着用する。）
- * パーカー、トレーナー、ジャージ、スウェット等の着用は禁止。
- * スカートの下にジャージ、スウェットをはくことは禁止。
- * スカートを切るなど、制服の加工は禁止。

<夏服>

男子：Yシャツ（白色）またはポロシャツ（白色）、ズボン（指定）

女子：Yシャツ（白色）またはポロシャツ（白色）、スカート（指定）、ズボン（指定）

- * 男女ともシャツの上にベスト（黒・白・紺・グレー・キャメル）の着用は認めるが、寒い場合は、ブレザーを着用するよう心がける。

イ 頭髪規定

染髪・脱色の禁止、パーマ、つけ毛の禁止。

ウ 装飾品規定

ピアス、ネックレス、指輪等の着用の禁止。

エ その他

化粧（色つきリップを含む）は禁止

靴下、靴、鞆の指定はなし（高校生らしいものを使用）

(6) スマートフォンなどの使用について

高校生になりスマートフォンなどを使い始める人も多いと思います。友人との交流などに便利なものですが、使用時間など節度ある態度を求めます。

特に、SNSは友人のみのやり取りのつもりでも、その内容が不特定多数の人に広まってしまい、重大なトラブルを招くことがあります。安易に他の人に対する悪口や中傷、自分や友人の個人情報を書き込むことは、絶対にやめてください。

自分や友人を傷つける結果を招き、状況によっては学校として指導を行う場合があります。